平成２７年（フ）第７９号
川崎市多摩区登戸573番地２
債務者　小林　祐子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
川崎市宮前区梶ケ谷1412番地１　エクストール宮前の丘305
債務者　齋田　　勝
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
川崎市川崎区鋼管通３丁目10番17号　荒川アパート２号室
債務者　荒川　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
川崎市多摩区東三田２丁目８番４号　コーポグリーンヒル201
債務者　青木　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
川崎市幸区河原町１―37　特別養護老人ホームクロスハート幸・川崎、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目９番13号　さがみ野ハイツＢ―101M
債務者　井上　　實
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
川崎市川崎区小田７丁目１番１―803号　クリオ川崎六番館、前住所川崎市高津区久地４丁目25番57―203号　セブンエステート久地
債務者　新保　恭平
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
川崎市川崎区藤崎４丁目33番８―805号　ウィンベル・ソロ川崎第11
債務者　岩瀬　益男
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
川崎市川崎区殿町１丁目22番６号　佐々木殿町アパート103
債務者　宍戸　千鶴
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
川崎市川崎区殿町１丁目22番６号　佐々木殿町アパート103
債務者　宍戸　夏綺
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
川崎市川崎区本町２丁目９番地２　トップ川崎第２―502
債務者　佐藤　泰義
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
川崎市川崎区中瀬２丁目11番５―303号　栗好マンション
債務者　大山　順子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
山梨県韮崎市上ノ山910番地２
債務者　内藤　　忠
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
長野県上田市常磐城2381番地76
債務者　東　三津子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第７３号
長野県塩尻市大字広丘郷原1763番地98
債務者　松尾美奈子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０号
岐阜県可児市東帷子863番地６　コーポ英203
債務者　永瀬　義彦
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第８号
三重県伊賀市木興町2078番地の１、前住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目10番３号
債務者　辻部　裕志
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１４４号
兵庫県加古川市野口町坂井74番地の８　レオパレスＡＫＩＲＡ111号
債務者　藤井　加奈
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部